第九十一条の見出しを「（子ども家庭局に置く課）」に改め、同条中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に、「七課」を「五課」に、「雇用均等政策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労働課、家庭福祉課、保育課」を「保育課、家庭福祉課、子育て支援課」に改め、同条を第九十二条とする。

第九十四条から第九十六条までを次のように改める。

（保育課の所掌事務）

第九十四条　保育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童の保育に関すること。

二　保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設の運営（保育に係るものに限る。）に関すること。

三　子育て援助活動支援事業に関すること。

四　放課後児童健全育成事業に関すること。

（家庭福祉課の所掌事務）

第九十五条　家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること（障害者の保護に関することを除く。）。

二　児童の生活指導及び児童の育成に関する家庭の指導に関すること。

三　里親の監督に関すること。

四　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設の運営に関すること。

五　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターの職員の養成及び資質の向上に関すること。

六　児童自立生活援助事業に関すること。

七　児童の不良行為の防止に関すること。

八　国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。

九　母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

十　児童扶養手当に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、児童のある家庭の福祉の増進に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十二　要保護女子の保護更生に関すること。

十三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関すること（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）。

（子育て支援課の所掌事務）

第九十六条　子育て支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　児童委員に関すること。

二　児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。

三　児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

四　こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

五　保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものを除く。）の入所措置に要する費用の監査に関すること。

六　児童相談所に関すること。

七　児童福祉司その他児童福祉事業関係職員の養成及び資質の向上に関すること。

八　児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。

九　児童の福祉のための文化の向上に関すること。

十　保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する施設の設備（保育に係るものに限る。）に関すること。

十一　保育所及び幼保連携型認定こども園の職員（保育に係るものに限る。）の養成及び資質の向上に関すること。

十二　保育士及び国家戦略特別区域限定保育士に関すること。

十三　乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成する施設の設備に関すること。

十四　助産施設及びその職員を養成する施設の設備に関すること。

第九十七条及び第九十八条を次のように改める。

第九十七条及び第九十八条　削除

第九十九条第六号中「設備及び」を削り、同条第九号中「健康局及び」を削る。

第一章第二節第三款第七目を次のように改める。

第七目　雇用環境・均等局

（雇用環境・均等局に置く課）

第八十五条　雇用環境・均等局に、次の六課を置く。

総務課

雇用機会均等課

有期・短時間労働課

職業生活両立課

在宅労働課

勤労者生活課

（総務課の所掌事務）

第八十六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　雇用環境・均等局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

三　厚生労働省の所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する連絡調整に関すること。

四　都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、雇用環境・均等局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（雇用機会均等課の所掌事務）

第八十七条　雇用機会均等課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。

二　職場における性的な言動に起因する問題に関すること。

三　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

四　職場における労働者の就業環境が害される言動に起因する問題に関すること。

五　女性労働者に特殊な労働条件に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

六　女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。

七　労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること（在宅労働課の所掌に属するものを除く。）。

（有期・短時間労働課の所掌事務）

第八十八条　有期・短時間労働課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　期間の定めのある労働契約を締結している労働者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者との均衡のとれた待遇の確保に関すること。

二　短時間労働者の福祉の増進に関すること。